

お 知 ら せ

当院では、患者さんの利便に供するため、以下の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。
詳しくは、受付窓口（事務局）にお問い合わせください。

1. 施設基準に関する事項

当院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

(1) 明細書発行体制等加算	(2) 情報通信機器を用いた診療
(3) 医療DX推進体制整備加算1	(4) 医療情報取得加算
(5) 生活習慣病管理料（Ⅰ）	(6) 生活習慣病管理料（Ⅱ）
(7) ニコチン依存症管理料	(8) 検体検査管理加算（Ⅰ）
(9) 遠隔画像診断（送信側）	(10) C T 撮影（16列以上64列未満）
(11) 一般名処方加算	(12) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
(13) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2	

2. 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の初診において、向精神薬の処方を行っておりません。

3. 保険外併用療養費に関する事項

医科点数表に規定する回数を超えた診療（別に厚生労働大臣が定めるもの）の利用料

患者さんからの実施の申し出により、患者さんの不安を軽減する必要があると医師が判断し、実施することが必要と認めた場合に、健康保険の一部負担金とは別に次の料金を負担していただくことになります。

	診療内容	料金	算定基準
検 査	α-フェトプロテイン（AFP）	1 回につき 1,080円	悪性腫瘍の診断の確定 又は転帰の決定までの間に 1 回を超えて実施した場合
	癌胎児性抗原（CEA）精密測定	1 回につき 1,090円	

令和 7 年 7 月 1 日
住田地域診療センター長